

障がい者制度改革の推進のための第二次意見（素案2）

（修正箇所表示版）

目 次

はじめに

I 障がい者基本法の改正について

1 障がい者基本法改正の趣旨・目的

2 総則関係

1) 目的

2) 定義

3) 基本理念

4) 差別の禁止

5) 障がいのある女性

6) 障がいのある子ども

~~6~~7) 国及び地方公共団体の責務~~7~~8) 国民の理解・責務~~8~~9) 国際的協調~~9~~10) 障がい者週間

110) 施策の基本方針

142) その他

3 基本的施策関係

1) 地域生活

2) 労働及び雇用

3) 教育

4) 健康、医療

5) 障がい原因の予防

6) 精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

~~7~~7) 障がいのある子ども~~8~~7) 相談等~~9~~8) 住宅

109) ユニバーサルデザインと技術開発

140) 公共的施設のバリアフリー化、並びに交通・移動の確保

112) 情報アクセス・コミュニケーション保障

132) 文化・スポーツ

143) 所得保障

154) 政治参加

165) 司法手続

176) 国際協力

4 推進体制

1) 組織

2) 所掌事務

II 「障がい」の表記

障害者制度改革の推進のための第二次意見（素案2）

はじめに

（第一次意見後の流れ）

本年 1 月から始まった「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」とする）は、12 月 17●日現在で 29●回目を数えている。

「第一次意見」（障害者制度改革の推進のための基本的方向）は、第 14 回推進会議（6 月 7 日）でまとめられ、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」6 月 29 日付）されて以降、推進会議においては、次の取組が行われている。

「第一次意見」において横断的課題の第一—1 に位置付けられている障害者基本法（昭和 45 年（1970）法律第 84 号）（以下、基本法という。）の抜本改正は、本年末を目途に作成予定の「第二次意見」の内容を踏まえて、平成 23 年の通常国会に法案を提出することになっている。

「第一次意見」後の推進会議においては、「第二次意見」の策定に向けて、追加的な個別分野の事項として「住宅」「文化・スポーツ」「ユニバーサルデザイン」「障害の予防」について、省庁ヒアリングを実施して議論を行ってきた。

また、基本法改正の議論においては、総則・各則・推進体制ごとに、事務局が提出した条文の規定ぶりイメージをもとに議論を行ってきた。

横断的課題の第二—2 に位置づけられている差別禁止法の制定については、11 月に 1 回目の「差別禁止部会」が開催され、今後は検討項目を整理して、平成 25 年の通常国会に法案が提出できるよう本格的な取組を行うことになっている。

第三—3 の横断的課題である障害者総合福祉法（仮称）について検討を行う「総合福祉部会」は、現在、同法の重要なテーマ（項目及び論点）ごとに九つの作業チームを設置して、10 月から検討作業を行っている。その中では、「第一次意見」で個別分野の課題として位置付けられ、検討項目及び論点が総合福祉法の範囲を超えている「就労」「医療」「障害児支援」は、推進会議の委員との合同作業チームを設けて障害者基本法改正に盛り込む事項の取りまとめも含めて検

討を行っている。

「総合福祉部会」では、平成 23 年 8 月には部会としての意見を取りまとめ、平成 24 年の通常国会に法案提出を行い、平成 25 年 8 月の施行を目指している。

「第一次意見」をもとに、各地で「地域フォーラム」が 14 ヶ所（11 月末現在）で開催され、毎回 100 人～500 人の参加者が集まり、障がい者制度改革推進会議の意義と一連の取組について、各地で大きな注目と期待がもたれている。

今後、「地域フォーラム」は、平成 23 年 2 月までに合計 19 か所で開催する予定になっている。

（障害者基本法制定の経緯）

現行の障害者基本法は、国内の障害者関係の各個別法及び施策の基本的な理念、方針及び推進体制を包括的に定めているが、現在、国内外の状況の変化によって大きな転換期を迎えている。

戦後の障害者施策は、1940 年代の終わりから 60 年代にかけて、身体障害者福祉法や精神薄弱者（当時の表記）福祉法、精神衛生法にみられる「特別法」、又は社会福祉事業法や児童福祉法を始め、医療・教育・職業訓練及び雇用促進・年金・住宅・交通等に関連する個別法の中で分散して限定的に取り上げられ、その基本的考え方は、障害者を「対策」の対象とすることにとどまっていた。

このような現状に対して、関係者から障害者対策に総合性と一貫性が欠けており、行政機関相互の連絡調整の必要性が指摘された。また高度経済成長から取り残されていく障害者への無関心な社会の実態が、障害者団体や関係者から強く指摘され、根本的な対策を求める声が高まっていた。

こうした背景のもとで、「心身障害者対策基本法」（昭和 45（1970）年）が制定されたが、法律名称に表れているように、障害者を「対策」の対象とすることに変化はなかった。

「国連・障害者の十年」（1983 年～1992 年）の展開と国際的潮流を踏まえ、「心身障害者対策基本法」を大幅に改正した障害者基本法（平成 5（1993）年制定）は、当初、主に三つの側面を有していた。

＝1つは、それまでの障害者の自力更生と社会復帰、優生思想を背景とした

障害の予防と早期発見、障害の克服等を基調とした「心身障害者対策基本法」をノーマライゼーション理念に基づいて改編していくという点である。もう一つは、「国連・障害者の十年」とノーマライゼーション理念の提唱による国内の「障害者対策に関する長期行動計画」（昭和 58（1983）年～平成 44（1992）年）の策定と実施による経過と実績を踏まえて、当時の障害者施策の到達点を基本法によって事後的に確認するという意味があった。さらに、三つ目は障害者基本法の成立によって、ようやく精神障害者が法的に障害者として位置づけられたのであった。

その後、10 年を経て平成 16（2004）年に改正された障害者基本法は、1990 年代のアメリカ、イギリスなどにおける障害者差別禁止法の実現や障害者への差別を禁止する法制化を求める国連・社会権規約委員会による日本政府への勧告（平成 12（2000）年）等の国際的動向と国内の地域社会における障害者の生活保障を求める多様な取組に影響を受け、次の新設条文が追加された。

- ・ 「基本的理念」（第 3 条 3 項）に差別禁止事由、「国及び地方公共団体の責務」（第 4 条）に「差別の防止」が規定された。
- ・ 「施策の基本方針」（第 8 条 2 項）に、「可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」という規定が盛り込まれた。

これまでの障害者基本法にかかわる主な経過を振り返ってみると、内外の動向に少なからず影響を受けてきたことが明らかになっている。

現在、「障害者の権利に関する条約（仮称）（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）」（以下「障害者権利条約」（以下、「条約」とする）という。）の国連採択（平成 18（2006）年）を契機に、条約の批准に向けて、条約が要請する障害者の権利を実現する枠組みと水準に見合う国内の障害者制度改革をどのように行うかという点において、障害者基本法は、関係個別法の上位法として障害者制度改革の要の役割を果たすことが要請されている。

今般の障害者基本法の改正は、条約障害者権利条約を批准し、同条約の規定を遵守するために必要な国内の制度改革全体の理念と施策の基本方針の要に位置し、今後の障害者施策の方向に大きな影響を与えるものとして、極めて重要かつ大きな意義があるといえることができる。

I. 障害者基本法の改正について

1. 障害者基本法改正の趣旨・目的

障害者は、古今東西いかなる社会であれ、普遍的に存在している。社会には、子ども、青年、壮年、高齢者が存在するように、障害者も社会の普遍的な構成員として存在する。

しかし、障害者が社会の対等な一員として地域社会で暮らすには、いまだに大きな社会的障壁が待ち構えている。たとえば、交通機関、建築物等における物理的な障壁、欠格条項をはじめとする法律制度の障壁、点字、文字情報、手話通訳等による情報保障の欠如における文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえたり、障害者を外観だけで判断する等の意識上の障壁などである。

我が国日本の障害者施策は、特に戦後から本格的に講じられるようになり、その結果、大きな発展を遂げてきたともいえる。ところが、これまでの障害者施策は、障害者をいわゆる健常者と対比して、心身の機能に障害をかかえ、能力的に劣っているものと把握し、障害者が遭遇するさまざまな困難の原因を個人の心身の状態に求める考え方を起点として、体系化されてきたものである。障害者が受ける制限の原因を障害の存在に求めている現行基本法の障害者の定義ひとつをとってもそれは明らかなどころである。

しかし、人類社会はしだいに社会との関係において障害を考察するようになり、ついには、障害が個人の機能障害と社会参加を妨げる社会的障壁との相互作用によって発生するものであるとの認識に達した。そしてこうした認識の変化は、障害者を保護の客体として扱ってきたこれまでの社会の対応に反省を促して、自己責任・家族依存から社会的支援としての地域社会での生活支援を拡大するとともに、障害に基づく差別を撤廃し、社会は障害者を権利の主体者として扱うべきであるとする根拠をもたらした。

現行基本法は、先に述べた経緯をたどり、国際社会の影響や国内の状況を反

映し発展してきたものであり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めるものとなっている。

しかしながら、いまだ多くの障害者が施設や精神科病院での暮らしを余儀なくされ、地域社会における生活も多くの困難を抱えるだけでなく差別や虐待も後を絶たない現状にあり、国際障害者年（昭和 56（1981）年）以来叫ばれてきたノーマライゼーションや完全参加と平等は、いまだ遠い夢でしかない。

かような状況において、基本法が単に既存の施策のリストに終わることなく、真に障害者施策をリードしていくためには、いくつかの条件が必要である。

すなわちそれは、第11には、障害に基づく差異を否定的な評価の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重し、相互に分け隔てられることなく個性と人格を認め合うインクルーシブな社会の構築を基本法の目的に組み込むことであり、第22には、基本法が依って立つ障害概念を転換したうえで、差別禁止も含め、障害者に認められるべき基本的な人権を確認し、各種施策が人権確保のために国や地方公共団体の責務を定めるものであるとの位置付けを与えることであり、第33には、障害者に関連する政策決定過程に障害者が参画する重要性に鑑みて、障害者に関する施策の実施状況を監視する権能を担う機関を創設することである。

以上の改正の趣旨・目的を踏まえ、改正基本法には前文を規定すべきである。

推進会議は、かかる観点から、基本法の抜本改正に向けて精力的な議論を重ね、ここにその成果を第二次意見として示す。

本意見を受け、今後政府においては、基本法の改正に向けた検討・調整がなされていくものであるが、その内容が最大限に踏まえられたものとなるよう期待するものである。

2. 総則関係

1) 目的

(推進会議の認識)

【基本的人権の享有主体性の確認】

障害者を保護の客体であるとする見方から、すべての基本的人権の享有主体であるとの見方へ、考え方の根本を転換することが障害者権利条約の理念であり、今後の障害者施策の基本となるべきである。したがって、かかる観点から、障害者権利条約を締結することを目指して、障害者基本法の目的の見直しが行われるべきである。

【格差の除去と平等の権利の保障】

障害者は、障害に基づく日常生活上及び社会生活上の様々な制限や制約を受けている。また障害者の中でも、制度の対象になる障害とならない障害があるなど、制度内にも障害の種別・程度による格差(*)¹といえるものが存在する。こうした現状を改善し、すべての障害者に障害のない者と平等の権利を保障することができるよう、基本法の見直しが行われるべきである。

【インクルーシブ社会の構築】

すべての障害者が国民から分け隔てられることなく、社会の一員として受け入れ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障害の有無に関わらず地域社会で共に自立した生活を営むことが確保されたインクルーシブ社会を実現することが日本の目指すべき社会であることを明記し、そのための国及び地方公共団体の責務を明らかにするよう、障害者基本法の見直しが行われるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ すべての障害者が基本的人権の享有主体であること及び、この権利の実

¹ (*)「障害の種別・程度による格差」

障害者に対する各種生活支援は、障害種別・程度を判断基準とした医学モデル的な観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを基礎とする社会モデル的な観点から、その必要性が判断されるべきであるところ、障害の種別や程度のみで、その必要性が判断され、その結果、不合理な格差が制度的に発生している場合を以下、「障害の種別・程度による格差」と表現する。

現のためには自立と社会参加を保障するための支援が必要であること。

- ・ 障害のない者人との格差、及び障害者間の種別・程度による制度間格差をなくしと共に、各障害の独自の障害特性やニーズにも配慮することによって、すべての障害者に障害のない者人と平等の権利を保障すること。
- ・ 障害の有無にかかわらず、何人も分け隔てられることのない、インクルーシブな社会が日本の目指すべき社会であること及び、国はこの社会の形成に向けて合理的配慮や必要な支援が充足されるよう、政策を実施する責務があること。
- ・ 現行基本法の第1条（目的）は、本意見書「I-1. 障害者基本法改正の趣旨・目的」の観点を踏まえて修正し、「福祉を増進する」という表記は用いないこと。

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 障害者が、障害のない者と等しく、基本的人権の享有主体であることを前提として障害者基本法の目的を改正すること。
- 障害の有無にかかわらず、国民が分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するために必要な施策を推進する旨を障害者基本法の目的に加えること。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

2) 定義

（推進会議の認識）

これまでは、個人の心身の機能の損傷と、様々な社会生活における不利や困難としての障害を同一視したり、障害を個人に内在する属性としてとらえ、障害の克服を個人の適応努力に任されたりするなど、障害の軽減や除去のために医学的な働きかけ（治療、訓練）を優先する医学モデルが社会に浸透していた。

しかし、障害者の社会参加の制限や制約の原因が障害者個人にあるのではなく、機能障害（インペアメント）と社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという「社会モデル」に立つ障害者権利条約を踏まえるとき、基本法の改正に当たり、障害の定義に「社会モデル」的観点を反映させることが、障害者に関連する日本の施策の制度改革と国民全体の意識変革にとって極めて重要なことであり、そのことは、他の法律での定義にも反映されるべきものである。

また、制度の谷間を生まないためには、あらゆる障害が「障害」の定義に入るよう幅広く捉えることが必要である。

さらには、現行の基本法上の「継続的に」という文言との関係で、「周期的」又は「断続的」に発生する日常生活又は社会生活上の制限を受ける人を排除しないようにすることも重要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害の定義は、制度に基づく支援を必要としながらもその対象から除外される障害者、いわゆる「制度の谷間」を生まない包括的なものとし、個人の心身の機能の損傷と社会との関係において社会的不利益を発生するという視点を明らかにし、さらに、周期的に変調する状態なども含むものとする。

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 障害の定義は、「社会モデル」の考え方を踏まえたものとするとともに、周期的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者がすべて含まれるような包括的で幅広いものとする。

3) 基本理念

(推進会議の認識)

【基本的人権の享有主体】

法の目的でも述べたように、すべて障害者は、基本的人権の享有主体であり、障害者権利条約の理念である、「障害者を保護の客体から権利の主体へ」という考え方の転換を基本理念にも反映すべきである。

【地域社会における生活の実現する権利】

障害者権利条約は「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認め」ている。すなわち、全ての障害者が分け隔てられることなく、障害のない人と対等な構成員として位置づけられ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障害の有無にかかわらず地域で共に生活することが確保されたインクルーシブ社会を実現することが求められている。このため、締約国は、この権利が完全に享受され、地域社会が完全に受け入れるために必要な措置等を講ずることが求められている。

具体的には、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有することや、特定の生活様式的生活を義務づけられないこと。また、地域社会における生活や地域社会への受入れを支援することや、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスなどの地域生活支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）を障害者が利用できるようにすること。一般住民向けの地域生活支援サービス及び設備が、障害者にとって障害のない者人と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していることである。

日本においては、施設や精神科病院で多数の障害者が暮らしており、地域社会で生活しようとしても地域生活の社会資源が不足している現状にあり、また、現に地域社会で暮らしている障害者も、その日常生活や社会生活に多くの困難に囲まれている現状がある。

このような現状を変えるために、基本法において、特定の生活様式で生活するよう強いられることなく、地域社会で生活する権利を確認し、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取るべき旨を規定すべきである。

【自己決定の権利とその保障】

すべての障害者は、障害のない者人と平等に自己選択と自己決定の権利を有する。

しかし、自己決定にあたって、必要な社会的体験の機会がなかったり、支援する立場にある者から選択肢が示されないなど、十分な情報を含む判断材料が提供されないことや、独力で決定することだけが自己決定とされ、支援の必要性が軽視されたり、必要な支援を提供もせず、本人が決めたことだからとして責任を転嫁されることなどもある。

自己決定にあたっては、自己の意思決定過程において十分な情報提供を含む必要とする支援を受け、かつ他からの不当な影響を受けることなく、自らの意思に基づき選択に従って行われるべきである。

【言語・コミュニケーションの保障】

日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語を使用し又はコミュニケーション手段を使用利用することに多くの困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。しかしながらそのため、今日の情報化社会において、改めて、コミュニケーションに困難を経験している障害者が障害のない者人と等しく人権が保障されるよう、言語には音声言語及び手話等の非音声言語が含まれることを確認するとともに、等しく情報に等しくアクセスできして、その情報の意味を等しく理解し、等しく情報を発信することのできるために必要な言語の使用又はコミュニケーション手段の利用が保障されるべきである。

コミュニケーションを保障するための必要な手段には、言語、及び言語を起点とする音声、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達があり、また、手話、要約筆記、指点字、触手話、手書き文字、朗読などの通訳者や説明者等の人的支援、さらに補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段を含む。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 現行法の規定に加えて、障害者が基本的人権の享有主体であることを確認すること。

- ・ 地域社会で生活する権利を確認するとともに、その実現に向けた施策の具体化のための措置を取ること。
- ・ 障害者が必要とする支援を受けながら、自己決定を行えることが保障されること。
- ・ 言語には音声言語とともに手話等の非音声言語が含まれることを言語性を確認するとともにし、必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- すべて障害者は障害のない人と等しく基本的人権の享有主体として個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえたものとする。
- すべて障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会を構成する一員として様々な分野の活動に参加する機会を有すること。
- 手話等の非音声言語が言語であることを前提として、障害者が、必要な言語を使用し、必要なコミュニケーション手段を利用するという障害者権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」を踏まえたものとする。

4) 差別の禁止

(推進会議の認識)

【差別の禁止】

障害者に対する差別が存在することは、内閣府の調査だけでなく、地方公

共団体における差別禁止条例制定のプロセスでも明らかにされているところである。

そもそも、障害の有無にかかわらず、何人も法の下に平等であるはずであり、障害に基づいて政治的、経済的、社会的、文化的、市民的関係を含むあらゆる分野において差別されることがあってはならず、また、あらゆる活動への機会が均等に保障されなければならない。

【法の下での平等と差別の禁止】

そのためには、まず、基本法においても、法の下での平等の下もとで差別が禁止されるべきものであって、何人も障害に基づく差別を受けない権利を有することを確認し、さらに差別の定義などの基本的事項を規定することが必要である。

【差別の定義】

基本法における差別の定義としては、障害者の権利条約の定義を踏まえ、あらゆる区別、排除又は制限が不利益な結果をもたらす目的を有する場合はもとより、行為者の主観的意図にかかわらず、不利益な効果が発生する場合も含むものであること、さらには、相手方に均衡を失した又は過度の負担を課すものではないにもかかわらず、特定の場合において、障害のない人と等しく機会の均等を確保するための必要かつ適当な変更及び調整である合理的配慮を提供しない場合も含むものであるべきである。

【差別禁止法制の整備】

また、差別を実効的に禁止するには、障害に基づくあらゆる分野の差別を禁止し、権利の侵害から救済を図る機関を規定する法律が別途制定されなければならないが、この差別禁止法の制定が基本法の抜本改正ののちに予定されているため、まずは、基本法において差別禁止法制の整備に向けた規定を置くべきである。

【複合差別に対する認識と対応】

さらに、障害に基づく差別の問題において、被害を受けた人自身が相談したり、権利主張すること自体が困難であり、社会的に潜在化していることを

考慮すると、啓発、相談、研修などの分野において、差別の問題が考慮されるべき重要事項であることの確認がなされるべきであり、なかでも、障害のある女性や子ども、重度障害のある人が複合的又は加重的な差別を受けているという視点、及びその状況に配慮した対応が、基本法の定めるあらゆる施策分野に提供されなければならない。

【実態の調査と事例収集】

これらのためにも、国は、障害に基づく差別に該当するおそれのある事例の収集、整理、及び提供を行い、実態を明らかにしたうえで障害に基づく差別を防止するための普及啓発を図るべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 法の下での平等のもとで障害に基づく差別が禁止されること。
- ・ 差別の定義において、直接差別のみならず、間接差別も含むものとし、さらに合理的配慮を提供しない場合も差別であることを明らかにすること。
- ・ 障害者権利条約を踏まえて、合理的配慮の定義を設けること。
- ・ 障害に基づく差別を禁止する法制度を整備すること。
- ・ 障害者にかかる啓発、相談、研修等の分野において、差別問題、特に複合差別についての視点を踏まえて施策が行われること。
- ・ 差別の実態を明らかにし、その防止に向けた理解の普及啓発を図るため、国は事例の収集、整理、及び提供を行うこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者権利条約における直接または間接的な差別や合理的配慮の定義を踏まえ、障害に基づく差別に係る規定を見直すこと。

- 国は、障害に基づく差別の実態を明らかにし、その防止に関する普及啓発を図るため、差別事例の収集、整理及び提供を行うものとする。

5) 障害のある女性

(推進会議の認識)

日本が女性差別撤廃条約を批准して以降、同条約の国内実施においては、障害のある女性についても、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、性の違いに基づくあらゆる差別を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享有することが求められている。

障害者は、障害のない人と比較し、日常生活又は社会生活上多くの社会的障壁に囲まれ、様々な領域で不利益な状態を強いられている。

なかでも、障害のある女性は、性の違いに基づく差別と、障害に基づく差別、という二重の差別など社会的不利益を受ける立場にある。差別を受けている。

例えば障害のある女性の場合、夫等の暴力や住宅事情、経済的理由等の生活上の困難さをかかえる母子が対象になる母子生活支援施設の入所者に占める障害のある母親は16.4% (4,092人の内671人、平成18年)となっている。

(*)² これは、総人口に占める全国の障害者の割合(6.6%前後)と比較した場合、極めて高い数字となっている。

また、配偶者からの暴力等から被害者を保護するために都道府県に設置されている婦人相談所一時保護所は、バリアフリー整備の取り組みがはじまる以前に設置されている建物が多く車いす使用者の利用が困難であること、又は介助者や手話通訳者等も配置されていないため、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害を受けた障害のある女性が利用できない、又は利用を最初からあきらめている実態がある。

このような条件整備の不備や障害への配慮がないことによって、障害のある女性は、障害を理由に社会で複合的な差別を受ける状況にもおかれている。ており、

²男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会資料「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」(平成21年11月26日)図表46。元データ：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援協議会「平成18年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成19年3月)

これまでの障害者施策には、障害者の中でもっとも差別や不利益を受けるリスクの高い女性が置かれている差別的実態を問題にする視点が欠落していたと言わざるを得ない。

さらに、かつて国際会議で採択された指針である「第4回世界女性会議行動綱領（1995）」においては障害のある女性に関する行動は実施されず、また、「びわこミレニアム・フレームワーク（2003-2012）」及び、「びわこプラスファイブ（2007-2012）」において障害のある女性のエンパワーメントが採択されたにもかかわらず、効果的な施策はおこなわれなかったという反省もある。でも効果的な施策は行われていないという反省もある。

以上の事実を深刻に受け止め、基本法には、男女共同参画社会基本法の趣旨も踏まえ、次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 日本が女子差別撤廃条約を批准したことを政策に反映すべく、国及び地方公共団体は、障害のある女性が、性の違いに基づくあらゆる差別、排除又は制限を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享受する権利を行使できるようあらゆる施策を講ずること。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害のある女性が、家庭の内外で暴力の犠牲になりやすい存在であること、すべての女性が当然享受できるはずの性と生殖の権利を認められなかった過去の歴史等、不当に取り扱われてきた事実を受け止め、障害のある女性の性と生殖に係る人権が、侵されないよう、最大限の注意をはらわなければならないこと。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害のある女性が複合的な差別を受けていることを施策上の重要課題に位置付け、障害のある女性の完全な発展、地位の向上、及びエンパワーメントの確保に必要な措置を講ずること。
- ・ 基本的施策において示される各領域の施策は、障害のある女性の権利を確保することを考え方の基本として踏まえつつ実施されること。

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 複合的な困難を抱える障害のある女性が置かれている状況に十分に配慮

しつつ、その権利を擁護するために必要な施策を講ずること。

7.6) 障害のある子ども

(推進会議の認識)

【障害のある子どもとの障害のない他の子どもとの平等の確保】

障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り込まれるべきであり、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されるべきである。生命、生存、及び成長の権利が保障されると共に、医療、福祉、教育について、同年齢の子どもと同じ権利が保障されるべきである。子ども期においては、特に、遊びや余暇について、同年齢の子どもと同等に楽しむことができるよう、障害に基づいて不利益な取扱いが生じないようにしなければならない。

【障害のある子どもにとっての最善の利益】

障害のある子どもにかかわる判断や決定においては、最善の利益が考慮されなければならない。その際に、障害のある子どもの父母、又は親権者が第一義次的責任と権限をもち、障害のない子どもと同じように尊厳と成長が保障されるよう、基本的人権が保障されなければならない。

【障害のある子どもの意見表明をする権利】

障害のある子どもは、障害及び年齢に適した支援を活用しつつ、自己にかかわる事柄について自由に意見を表明する権利をもち、その表明された意見が障害のない子どもの意見と同等に、すべての関係者において、考慮されなければならない。意見表明における意見には、明示された意見のほか、子どもの意思や感情の動きを含めるべきであり、国及び地方公共団体は、意見表明権を保障するため、それらを的確に読み取ることができる体制や環境を整備しなければならない。

【障害のある子ども及び家族への支援】

乳幼児期の障害のある子どもについては、早期に適切な支援を得られなければ後に障害をもつ可能性が高い子どもを含め、機能障害の存在が確定でき

ない段階から継続的で、「養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償」の支援が子どもとその家族に対して講じられるべきである。

家族への支援では、障害のある子どもが家族の一員として尊重されるように提供されるべきであるが、家族による養育が困難な場合であっても、親族や家族に代わるような代替的な監護を提供する環境が保障されるべきであり、障害に基づいて家族や地域社会から隔離されないように配慮されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害のある子どもは、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されること。
- ・ 障害のある子どもに対しては、一般の児童施策において取り組まれ、個人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。
- ・ 障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にかかわる事項について意見を表明する権利があり、表明された意見はすべての関係者によって考慮されること。
- ・ 障害のある子どもにかかわる判断や決定について、第一次的責任と権限を有する保護者及び親権者は、障害児のある子どもが表明した意見を最大限尊重して、その判断をなすべきであること。
- ・ 障害に基づいて家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取り扱いを受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のある子どもが障害のない子どもと等しく一人の子どもとして尊重され、地域社会において必要な支援が提供されるとともに、その保護者等に対しても必要な支援が提供されるための施策を講ずること。

6-7) 国及び地方公共団体の責務

(推進会議の認識)

【障害者の権利を保障する責務】

国及び地方公共団体は、あらゆる人権の享有主体であるすべての障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、その権利を保障する責務を有すると同時に、身体障害や知的障害が対象となる障害者雇用義務や地方自治体の医療費助成制度などが精神障害には適用されないなど障害の種別・程度により福祉・医療施策に制度的格差がある現状を改める責務を有している。障害者基本法の改正に当たり、この点を明らかにするべきである。

【差別を禁止する措置を取る責務】

国及び地方公共団体は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するための措置を講ずる責務を有している。また、国及び地方公共団体は障害者への合理的配慮義務を有すると同時に、事業者、企業、学校設置者など合理的配慮を行うべき者に対し、財政的、技術的な支援を行う責務を有している。

【インクルーシブ社会の構築】

国及び地方公共団体はあらゆる差別や偏見をなくし、障害者の置かれている状況についての国民の理解を広げ、障害のある人が障害のない者と平等に地域社会で自立した生活を営むことができるインクルーシブな社会を構築する責務を有している。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会で自立した生活を営む権利を保障し、並びに障害者間の制度的格差をなくすための措置を講ずる責務を有すること。
- ・ 国及び地方公共団体は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するための措置を講ずる責務を有すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 国及び地方公共団体は、障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ、地域生活と社会参加に必要な支援の措置を講ずるとともに、障害に基づく差別を防止する責務を有すること。
- 国及び地方公共団体は、障害の種別や程度に基づく不合理な制度的な格差をなくす責務を有すること。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

7.8) 国民の理解・責務

(推進会議の認識)

【障害者を含むすべての人の責務】

「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない」との現行規定は、国民から障害者を切り分け、障害者を一方的に保護すべき対象とみなしているとの誤解を与えかねない。そこで、障害者も障害のない人も対等であるという前提のもとに相互に協力するという観点に立って、現行の規定は改められるべきである。

【具体的な意識啓発】

インクルーシブな社会の構築には、障害者の人権や障害そのものについて、障害者を含むすべての人の理解を得る必要があるが、そのためには、障害及び障害者の理解を促進する一般的規定を設けるだけでなく、社会全体の意識向上に資する具体的な取組を規定するべきである。そのために、例えば、障害者が社会参加することによって、社会的役割を果たしている好事例を収集し、社会へ発信することで障害者の権利促進を図ることも必要である。

【事業者等の責務】

特に、雇用主である事業者、学校の設置者等が障害者の権利を理解、促進する責務があることを明らかにすることが必要である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者を含むすべての人が、障害と障害者に関する理解の上で、相互に権利を尊重する責務があることを確認するとともに、障害者は保護されるべき対象であるとの誤解を受けかねない「障害者の福祉の増進に協力しよう」との表現は避けること。
- ・ 事業者等の責務を明らかにすること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 国及び地方公共団体は、障害のない者と等しく有する障害者の権利に関する国民の理解を深めるために必要な施策を講ずること。
- 国民は、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重しなければならないこと。
- 障害者は庇護される対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。

8.9) 国際的協調

(推進会議の認識)

昭和 56 (1981) 年の「国際障害者年」、昭和 57 (1982) 年の「障害者に関する世界行動計画」の実施を求めた「国連障害者の十年」(1983-1992)、「第 1 次・第 2 次アジア太平洋障害者の十年」(1993-2002、2003-2012)といった国際的な流れのもと、「完全参加と平等」「ノーマライゼーション」といった国際的理念を取り入れ、国内に普及させるように向けた取り組みを行ってきた。

このような経緯を踏まえ、基本法において、今後も、障害者の尊厳の尊重及び権利の確保、尊厳の尊重を目的とする障害者権利条約を生み出した国際的な潮流を踏まえの中で積極的な役割を果たし、国際的協調のもとで国内施策を進めることを確認すべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の尊厳の尊重及び権利の確保に資する観点から国際的協調のもとで障害者施策が進められること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者に関する施策は国際的協調の下に行われなければならないこと。

9-10) 障害者週間

(推進会議の認識)

障害者週間を設けることには大きな意義があり、今後とも精力的に展開すべきであるが、現状の障害者週間に関しては、以下の点について考慮すべきである。

- ・ 「障害者の福祉」という現行規定の表現は、障害者の権利条約を踏まえて、再考すべきであり、例えば、「障害者の権利と尊厳の確保及び促進」という言葉に変えるべきである。
- ・ 「積極的に参加する意欲を高める」という現行規定の表現は、個人の意欲の無さに問題があるかのような書き振りであるので、自由意思であらゆる分野の活動に参加できる環境の促進という観点から表現を見直すべきである。
- ・ 現行の障害者週間は国民への周知が少ない。効果的に事業を展開して、障害（者）をより多くの国民が理解する機会とすべきである。例えば、障害者の文化あるいはスポーツの分野について、さらに力を入れるべきである。
- ・ 12月3日から9日までが現行の障害者週間であるが、障害者の権利条約が国連で採択された12月13日を障害者週間に含めて、同条約についての啓発という視点を取り入れたものにすべきであるとの意見もある。他方、

12月3日は国連が定めた国際障害者デーであり、国際協調を強調するのであれば、12月3日を障害者の日として、その日に啓発を集中すべきという意見もある。ただ、障害者の日であった~~12月9日~~12月9日は、国連で障害者の権利宣言が採択された日であることもあり、これらを踏まえ、今後検討すべき課題である。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者週間の目的を表わすにあたって「障害者の福祉」や「積極的に参加する意欲を高める」といった表現をさけ、社会の在り方の問題を踏まえて、より一層の社会参加を図るといったことが理解できるような表現とすること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者の社会参加を促進する観点から障害者週間を位置づけるとともに、障害者は庇護される対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。

101) 施策の基本方針

(推進会議の認識)

施策の基本方針を考える前提として、「第一次意見」の基本的考え方として示された。

- ①障害者が「権利の主体」としての社会の一員であること
- ②「差別」のない社会づくり
- ③「社会モデル」的観点からの新たな位置付け
- ④「地域生活」を可能とする支援
- ⑤「共生社会」の実現

を確認する必要があるとともに、改正が予定されている新たな「目的」や「基本的理念」等との整合性を確保することが重要である。とくに「社会モデル」的観点から新たな指針が示されるべきであり、障害のある女性などに対する複合的差別による格差や障害種別による制度的な格差に着目し、障害者の生活実態を踏まえること、さらに「地域生活」を可能とする支援に向け

た施策であることが、方針の基本的な要素として組み込まれるべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者に関する施策は、障害者の自立、社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関の効果的な連携のもとで、総合的に策定され、実施されること。
- ・ 障害者に関する施策は、障害の特性や状態に必要な配慮をしながらも障害者の選択した生活形態や環境において必要な支援が受けられるよう「社会モデル」的視点の判断がなされるべきである。
- ・ したがって、障害の種別・程度の違いにより、支援が受けられないなどの制度的な格差や制度の谷間が生ずることのないよう実施される必要があるとともに、障害者の選択と自己決定（支援された自己決定を含む）が十分に尊重され、障害者が地域において、制度の谷間を生むことがなく切れ目のない支援を受けながら自立した地域生活を営む権利が保障されるものでなければならないこと。
- ・ 障害者に関する施策は、その施策の策定と実施のプロセスに対して、可能な限り障害者その他の関係者が過半数を占める委員会を設置するなど、参画して意見を述べ、当該意見が尊重されるようにすること。
- ・ 障害者に関する施策は、障害者の生活実態に関する調査を一般国民と比較可能な形で行い、これを踏まえて策定され、実施されること。

（基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見）

- 障害者に関する施策は、障害者の自立及び社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて実施されなければならないこと。

- 障害の特性や状態に配慮しつつ、それぞれの障害者の生活の困難さに応じて必要な支援が提供されること。
- 障害者への必要な支援等、障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ必要な施策が講じられなければならないこと。
- 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、当該意見が可能な限り尊重されなければならないこと。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

142) その他

(推進会議の認識)

【障害者基本計画等】

国及び地方公共団体は、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより障害者基本法の目的を達成するため、障害者及び関係者の参画を得て、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定すべきである。

【法制上の措置等】

国は、障害者基本法の目的を達成するために、差別禁止法制を含む必要な法制上、及び財政上の措置を講ずるべきである。

【年次報告】

政府は、障害者の置かれた状況、及び障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を、毎年、国会に提出すべきである。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 国及び地方公共団体は、障害者及び関係者の参画を得て、障害者のための施策に関する基本的な計画（国にあっては障害者基本計画、地方公共団体にあっては都道府県又は市町村障害者計画）を策定すること。

- 国は、障害者基本法の目的を達成するために、差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を講ずること。
- 国は、障害者の状況及び障害者のために講じた施策等の概況に関する報告書を毎年国会に提出すること。

3. 基本的施策関係

1) 地域生活

(推進会議の認識)

基本理念で述べたとおり、基本法において地域社会で生活する権利を確認し、その実現に向けた財政上の措置も含めた施策の具体化のための措置を取るべき旨を規定することが求められるが、権利の実現に向けた地域生活支援について、以下の諸点が基本事項として議論された。

【支援の対象】

支援を必要とする障害者に制度の谷間を作らないようにすべきである。具体的には、障害者手帳の有無にかかわらず、対象として明確でなかった発達障害、高次脳機能障害、難病やてんかん等により支援の必要な状態にある人、乳幼児の段階でいまだ障害が確定しえないが支援の必要な状態にある子どもなども支援の対象から除外されたり、申請の段階で締め出されたりすることがないようにすべきである。

【家族支援】

障害者がその生活を施設や病院から地域へ移行しようとしても、地域で生活する上での社会資源が不足していることや精神障害者の保護者制度などの制度の存在によって、家族に依存せざるをえず、その家族の大きな負担が地域移行を困難ならしめている。このような現状を改めるには、家族や家庭に対する支援が必要である。

【支給決定の仕組み】

必要とする支援の内容と程度の判断は、ADL-A-D-L（日常生活動作）等を中心とした医学モデルに基づく障害程度区分に法定のサービスを連動させるというシステムによって、本来必要な障害の種類や程度に応じた支援が制限または限定されることなく、障害者の選択した生活形態や環境において「社会モデル」的視点から何が必要な支援であるかの判断がなされるべきであり、本人の意思を前提とした協議と調整のプロセスが用意されるべきである。

【支援の内容とあり方】

障害者に対する支援は、自立に向けた支援である以上、一般就労、や教育及び文化・スポーツ等の場面など、社会一般で通常行われている社会生活全般にわたって支援が提供されるべきであり、サービスメニューもそれに即したものであることが求められるとともに、社会参加や日常生活の場面が切り替わっても切れ目のない形で提供されることが求められる。

たとえば、入院時においても日常利用している地域生活支援サービスを利用できるようにする必要がある。また、高齢障害者が65歳65歳で自立支援法から介護保険へ移行する際に、従来受けていた支援のレベルの低下を招かないような制度の改善が必要である。また、他にも就労が困難な障害者に対しては、生産的活動、創作・趣味活動、自立訓練、生産活動、居場所の提供などを提供する場が整備される必要がある。

【地域移行】

いかなる障害者も通常の生活形態が保障されるべきであり、家庭から分離され、見も知らぬ他人との共同生活を強いられ、地域社会における社会的体験の機会を奪われるいわれはない。障害者に対する支援は、本来、通常の生活形態を前提として組み立てられるべきである。

しかしながら、地域社会で生活する選択肢が用意されないまま、今も多くの障害者が施設や病院で長年にわたって生活している。

したがって、施設や病院から地域への移行が進められなければならないが、地域移行に当たっては、介助や見守り、医療サービスなど、施設や病院の中で行われている諸機能を通常の生活形態、若しくは、よりそれに近い少人数のグループホームやケアホームでの生活を前提とした形に過渡的に転換し、滞在型（常時支援型）の24時間介助を含む地域移行のための選択肢を用意しな

ればならない。

また、地域移行に当たっては、国は一定の年次目標を掲げて取り組むべきであり、その年次目標の実現のため、受け入れ先となる住居（グループホーム、ケアホーム、公営住宅、民間住宅の借り上げ等）の計画的整備が必要である。

【利用者負担】

支援を受ける際の費用に関して、応益負担の原則は廃止し、仮に負担が求められる場合であっても本人の所得を基礎とした応能負担を原則とするべきである。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 障害者の生活を支える支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要とするあらゆる障害者に提供されること。
- ・ 支援の支給決定に当たっては、本人の選択しようとする生活に困難をもたらす障壁を除去するために必要な支援を本人との協議調整を経る仕組みとすること。
- ・ 支援は、従来の就労が困難な者を対象とした生産的活動や創作・趣味活動の場等を含む福祉施策の分野にとどまらず、家庭、学校、職場、その他の社会生活参加における幅広いの分野においても適切な形で、しかも、本人の必要に応じて切れ目のない形でなく提供されること。
- ・ 地域移行に向けて、通常の生活形態である自宅や賃貸住宅等における生活支援や24時間の介助、過渡的にはグループホームやケアホームなどの地域社会における生活を可能とする支援体制多様な選択肢が確保されること。
- ・ 障害者の地域における生活を実現するために家族支援を行うこと。
- ・ 障害者の地域移行を計画的に進めることとし、そのための住居の整備を計画的に推進する。

- ・ 利用者負担に関して、仮に負担が求められる場合でも本人の所得を基礎とした応能負担を原則とすること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が地域社会において生活する上で必要とする支援がニーズに応じて障害者に提供されるよう必要な施策を講ずるとともに、障害者の地域移行を計画的に推進すること。

2) 労働及び雇用

(推進会議の認識)

【労働施策と福祉施策の一体的展開による労働の権利の保障】

一般就労において、障害者の就業率や賃金などの労働条件は、障害のない者人と比べかなり劣悪である。一方、福祉的就労においては労働の実態があるにもかかわらず、多くの障害者が一般労働法規の対象外とされ、通常の労働条件を確保する展望もない状況に置かれている。

こうした現状を改善するためには、現在は分立している労働施策と福祉施策を一体的に展開できる仕組みを創設し、必要な支援によって労働能力が十分に発揮され、働くことを希望する障害者が可能な限り働く場から排除されることなく一般労働法規の対象となるようにすべきである。これにより、労働者としての権利が保障され、公正かつ良好な労働条件、安全かつ健康的な作業条件、人権侵害を含む苦情に対する救済制度の下で、障害者が安心して働くことができるようにする必要がある。

併せて、生計を維持するための賃金補填などによって所得が保障されるよう、適切な措置が講じられるべきである。

【合理的配慮等の提供による雇用及び労働の質の向上】

障害の種類、程度にかかわらず、働くことを希望するすべての障害者が差別されることなく障害のない者人と平等に就職、職の維持や昇進、昇給、復職などができるよう、職場において事業所から適切な合理的配慮が行われる必要がある。

また、労働能力を向上させるために必要な支援（職業生活を維持、向上するための人的、物的及び経済的支援や生活支援、通勤を含む移動支援、コミュニケーション支援を含む。）が行われることが必要であり、これにより、障害者の雇用及び労働における処遇や技能の向上を図るべきである。

【雇用義務の対象拡大と職業的困難さに基づく障害程度の認定】

現在は、障害者雇用義務の対象は身体障害者と知的障害者に限定されているが、その対象を、精神障害者を含むあらゆる種類の障害者に拡大するべきである。また、障害者雇用にかかる障害程度の認定は、機能障害ではなく職業的困難さに基づいて行うべきである。

【一般の職業紹介サービス等の利用】

障害者が障害のない者人と平等に労働及び雇用に参加できるよう、個別のニーズに応じた適切な職業紹介サービス等の提供を確保するためには、限られた特定の機関で提供される障害者を対象とした特別な職業紹介サービス等が提供されるだけではなく、身近にある一般市民を対象とした身近にある通常の職業紹介サービス等がを障害者にとってインクルーシブでアクセシブルでも等しく利用できるようにしなければならない。また、生涯にわたりキャリア形成の機会が確保されなければならない。

【多様な就業の場の創出及び必要な仕事の確保】

障害者が自由に選択し、又は納得できる労働につけるよう、企業や公共機関での雇用に加え、自営・起業、社会的事業所や協同組合での就業、並びに在宅就労等を含む、多様な就業の場が創出されると共に、そこで就業する障害者が生計を立てうる適切な仕事を安定確保するための仕組みが整備されなければならない。

以上を踏まえ、基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・ 労働施策と福祉施策を一体的に展開する仕組みを整備することにより、可能なかぎり障害者が障害のない者人と平等に一般労働法規の適用が受けられるようにするとともに、生計の維持可能な賃金の確保などのために必

要な支援を受けられるようにすること。

- ・ 働く場での合理的配慮及び必要な支援として、障害に応じた職場環境と労働条件の整備、ジョブコーチや介助者等の人的支援の配置、コミュニケーション支援などの支援を受けられるようにすることにより、障害者が障害のない人者と平等に雇用され、働くことができるようにすること。
- ・ 障害者の体職求職、昇進及び復職に関し必要な措置を講ずること。
- ・ 障害者雇用義務の対象を知的障害、身体障害から、他のあらゆる障害に拡大すると共に、職業上の困難さに着目した障害認定を行うために必要な措置を講じずること。
- ・ 障害者が障害のない人者と平等に、職業紹介等のサービスを利用できるようにすること。
- ・ 障害者に対し、障害のない人者と平等に多様な就業の場が整備され、また生計を立てうる適切な仕事が安定的に確保される仕組みが整備されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が合理的配慮を受けることにより、障害のない者と平等に働く機会が確保されるよう、必要な施策を講ずること。
- 障害者が多様な就業の場における仕事により、生計を立てる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずること。
- 障害者の雇用に係る施策を講ずるに当たっては、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難であると認められる障害者が、その対象に含まれるようにすること。